



自然災害鑑定士 に聞きました



「暴風で屋根の一部が破損し、家の中が雨水で濡れてしまった…」

「雪の重みで雨どいが壊れた」

ここ数年、各地で記録的な大雪や豪雨が相次いで起こっています。多くの住宅が被害を受け、中には修理に数百万円かかったというケースもあったそうです。

「うちには関係ないや」と思う方もいるかも知れませんが、自然災害はいつどこで起こるか分かりません。急な出費を防ぐためにも、事前に対策を講じることをお勧めします。今回は、自然災害で受けた建物の被害を、火災保険を使って修理した事例をご紹介します。

大雪で屋根が破損…、修理費用はどうすればいいの? 3年前の被害も保険金でバツチリ補償

自然災害による住宅被害、 みなさんはどうしますか？



まずは、東京都大田区のAさんのケースを見てみましょう。

Aさんのご自宅は昭和58年築の2階建て。2015年の春頃の突風で壊れた雨どいを修理したいという相談内容でした。なるほど、確かに雨どいがところどころ割れてしまっていました（写真→）。

このまま放置しておくと、大雨のときには雨水がきちんと流れ落ちず、庭が水浸しになってしまう可能性がありました。

ところで、みなさんは保険の支払い時効というものをご存知でしょうか。保険法ではこれを3年と定めています。Aさんの場合も、今回のものを含め、過去3年以内に受けた被害が見つかれば、一緒に申請することができるのです。そこで、せっかくの機会ですので、改めて家中の総点検を行うことにしました。

そうすると思った通り、雨どい以外にもいくつか問題点が見つかりました。こういう場合、特に注意して点検を行う場所は屋根です。屋根の上は普段は見えませんので、破損があってもなかなか気付きません。大雨や大雪があった直後などは、できるだけ早いタイミングで点検を行った方が良いです。

見つかったのは、瓦屋根の接着に使われている漆喰の破損です。漆喰が破損したからといって、すぐに雨漏りするにつながるわけではありませんが、雨水が徐々に内部に侵入していなければ屋根自体を傷めることになります。

今回は他にも、瓦の破損がいくつか見つかりました。これらはいずれも、2年前に太陽光パネルを取り付けたときの点検では見つからなかったということなので、それ以降に受けた被害だと判断できました。そこで雨どいと合わせて保険申請することにしました。結果、修理にかかった約60万円すべてが保険金で賄われることになりました。

火災保険はその契約内容によって、台風や竜巻、大雪、豪雨などの自然災害で受けた被害も補償してくれます。では、実際にどんな被害を受けると、どの位の保険金が下りるのでしょうか。



もう一つ事例をご紹介したいと思います。

Bさんは、神奈川県川崎市で、築20年の戸建住宅で暮らしていました。2014年の3月に、年初めの大雪でカーポートの屋根に穴が開くという被害を受けたということで、相談に来られました。おそらく、雪の塊などが落ちてきて、屋根を突き破ったのだろうと推測できました。

Bさんの場合も、この機会に家の総点検を行うことにしました。そうするとAさんのケース同様、屋根の棟板金の一部が剥がれています。

棟板金が何かわからない方のために説明しておきますと、これは屋根を固定するためのものです。剥がれたり浮き上がりたりすると、屋根の一部が地面にずり落ちてしまいます。幸いにも、Bさんのご自宅ではそこまで被害は拡大していませんでしたが、もしも人に直撃したらと思うとゾッとした。

Bさんも2013年春頃に太陽光発電設置していたことから、棟板金の破損はここ1年以内のものだと判断できました。カーポートの被害と合わせて保険を申請したところ、合計45万円の保険金が下りました。

Aさんのケースも、Bさんのケースも、修理費用自体はそれほど多額になりませんでしたが、同時に実施した総点検で他の破損箇所も発見す

ることができました。いずれも気付かず放置していたら、被害がもっと大きくなっていたかもしれません。「3年の支払い時効」を最大限に活用し、何かあった場合には他にも故障や破損がないか、まとめて点検するようにしましょう。

ご興味のある方はお近くの全国優良リフォーム会員にご相談ください。

豪雨や大雪による家の被害は
火災保険で賄える



今すぐ契約書で補償内容を
確認してみては

◆『住生活新聞』2019年1月号(031号)より